

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人カーボンリサイクルファンド(以下「当法人」という。)の定款第2章に基づき、社員となった法人、自治体、又は、個人(以下「会員」という。)に適用する。

(会員種別)

第2条 当法人の会員は、定款に基づく正会員と賛助会員について次の4種とする。

2 正会員については、次の2種を会員とする。

(1) 法人会員 当法人の目的、事業に賛同して入会した法人

(2) 個人会員 当法人の目的、事業に賛同して入会した個人のうち、原則従業員が5名以下の法人に属する個人及び法人に属さない個人

3 賛助会員については、次の2種を会員とする。

(1) 自治体会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に協力しようとする地方自治体

(2) 学術会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に協力しようとする学校、公的研究機関及び学識経験者や学生

(入退会)

第3条 当法人に入会しようとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

2 会員で退会しようとする者は、当法人に退会届を提出するものとする。

(会費)

第4条 各会員は、会費請求により指定される納入期日までに指定口座に納入しなければならない。

2 各会員の一事業年度における額は、別に定めるものとする。

3 事業年度の途中で入会した法人会員の場合、当該年度の会費においては事業期間が6カ月未満であるときは同条第2項に定める額の1/2の額、3カ月未満であるときは1/4の額を納入しなければならない。なお、個人会員の場合は事業年度の途中で入会した場合であっても、原則当該事業年度の年会費を全額納入しなければならない。

4 会員から納付された会費は、当法人の運営費に充てるものとする。

5 会員が退会した場合は、既納の会費は返還しない。

6 当法人及び相手側と相互にて同等の会員となる場合においては、会費を同等額に相殺できるものとする。

(会員の特典)

第5条 会員は、以下の特典を享受することができる。なお、前事業年度の会費未払いの場合には、特典の享受はできない。

- (1) 会員は、当法人が実施するシンポジウム等の広報活動に参画できるとともに、貴社の活動をピアールすることができる。
- (2) 会員は、当法人が実施する各種調査活動に参画できる(Web サイトや研究会等を通じて、各種調査結果等を閲覧する資格あり)。
- (3) 会員は、カーボンリサイクルに係る最新の情報を入手できる。
- (4) 会員は、会員各社と相互・情報交流ができる。
- (5) 15 口以上会費の法人会員においては、研究助成事業に関する活動に参加できる。

(事業報告)

第6条 会員は、当法人から毎事業年度、事業の概要の報告を受けることができる。

附則

この規則は、令和元年12月6日から施行する。

令和3年12月16日 一部改正

令和6年6月5日 一部改正

令和7年2月7日 一部改正

(別表)

年会費

区分	年会費
法人会員	20 万円/1 口
個人会員	1 万円/1 口
自治体会員	—
学術会員	—